

H26. 7. 1 策定
H29. 7. 1 改訂
R 2. 6. 29 改訂
R 3. 9. 1 改訂
R 4. 9. 1 改訂

「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立伝法小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努める。

（いじめの禁止）

本校児童は、いじめを行ってはいけない。また、認識しながら放置することもいけない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

3. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「よく考えやりぬく子」「健康で明るい子」「仲よく思いやりのある子」育成のために「大阪市立伝法小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

いじめの未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、次の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校づくりに関する取組

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第1条、第3条および第13条を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、児童および教職員の意識改革を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な校内の取組を充実させる。

② いじめの未然防止・早期発見のための取組

いじめの未然防止・早期発見のため、児童どうしが互いを認め合える集団づくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる雰囲気づくり、すべての児童が安心かつ安全に学校生活を送ることができる教職員体制を確立する。

③ 家庭や地域、関係機関と積極的に連携する取組

地域や家庭に対して、いじめに関する問題の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携と協力を強める。また、近隣保育所・幼稚園、関係小学校や接続中学校との連携関係をさらに深める。また、こども相談センターやスクールカウンセラー等とも協力して取り組んでいく。

4. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るため、次のように進める。

- ① 学習規律を確立させ、児童の興味・関心を高める指導法の工夫を取り入れた授業を進める。
- ② 少人数指導で成就感や達成感を高め、個に応じた指導をより丁寧に行いながら学習の効力感を重視できるような指導に取り組む。
- ③ 児童の発表活動の機会を増やし、主体に言語活動に取り組めるような言語環境づくりを進める。
- ④ 「学校だより」「学年だより」等で、自主学習習慣の大切さを地域・保護者に呼びかけ、啓発活動に取り組む。
- ⑤ SST(ソーシャルスキルトレーニング)研修等を実施する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 魅力的な学校行事の計画を立て、行事を楽しみにしながら年間を通じて豊かな学校生活を送ることができるようにする。
- ② 児童会活動の充実をはかり、異学年での交流を図るなかで人とのつながりを感じることでできる集団づくりを進める。

③ 「文化芸術活動にふれること」「本物に出会うこと」「人と出会うこと」を通して豊かな情操をはぐくみ、伝法地域の歴史・文化・伝統について学び、郷土に愛着をもち、郷土を誇り、語れる児童を育てる。また、地域の協力を得ながら、地域行事への積極的な参加を促し、地域の一員としての自覚を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。

② 社会における規範やきまりを守ることの意義などを指導し、規範意識の醸成と道徳性や社会性の伸長を図る。

③ 高学年を中心に情報モラルに関する講習会を実施する。

5. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。

② 定期的実施する「いじめアンケート」のほかに、児童が教職員に相談しやすい信頼関係づくりや雰囲気づくりに努める。また、児童や保護者に対して、関係諸機関の「いじめ相談窓口」や校内でのスクールカウンセラー事業等の周知を行う。

③ 当事者である児童の保護者からだけでなく、他の保護者や地域からの情報も積極的に収集するために、「家庭訪問」「個人懇談会」や「学級懇談会」、「PTA」「地域見守り隊」「はぐくみネット」「学校協議会」などからの情報収集に努める。

④ 児童の情報については、毎月開催の「生活指導部会」、毎週開催の「学年打ち合わせ会」、週2回開催の「職員朝会」により、教職員間での情報交換を定期的に行う。

6. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく全教職員で情報を共有できるよう、校長・副校長および教頭へ速やかに報告を行う体制を整える。管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校全体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- ② 被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校全体で解決をすすめる。暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案である場合については、速やかに止めることを最優先に対応する。
- ③ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう児童に指導する。また、加害児童に同調していた児童に対しては、それらはいじめに加担する行為であると理解させるように指導を行う。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、無くしていこうとする態度を育てていく。
- ④ 大阪市教育局をはじめ、所轄警察署、こども相談センター、区役所子育て相談室、スクールカウンセラー、民生委員、児童委員などの関係諸機関との連携を行い、いじめ事案の解決に向け対処する。
- ⑤ ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求める。

7. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】

いじめ対策委員会

【構成】

校長、副校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育部長、各学年担任代表、特別支援学級担任代表、養護教諭（事案に応じて必要な教職員も加わるものとする）

【役割】

「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。また、いじめやいじめの疑いに関係する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、情報の収集や共有、関係児童への事実確認、指導および支援などの方針の検討や決定を行うとともに、解決に向けての取組を進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

【年間計画】

<調査等>

- 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
- 学級担任による教育相談・聞き取り調査 適宜実施

<生活指導部会>

- 年10回（4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月）
- ※7、12、3月の際に、いじめアンケート結果からの経過状況を報告する。

<研修会>

- 人権教育にかかる研修会を毎学期1回実施する。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- 学校だよりや学校ホームページなどで、人権教育やいじめに対する学校の取組についての情報発信と啓発を積極的に推進する。
- 必要に応じて学校協議会やPTA役員会、実行委員会で現状報告を行い、地域、保護者の理解と協力を求める。

(3) 取組内容の検証

- 「いじめ対策委員会」にて指導方法や事後の状態について検証し、指導や支援の方法についての改善を図る。
- 「運営に関する計画」の道徳心・社会性の育成との関連を検証し、中間評価・最終評価でも確認する。

8. 重大事案への対処

(1) 報告および対応

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査と対応を行う。
- 学校の対応としては、事実を隠すことなく、事態の混乱を招かないように窓口を一本化し、誠実な対応を心がける。

(2) 調査組織の設置と事実関係の明確化

- 学校および教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査を行うために、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。
- 調査に当たっては、因果関係の特定に急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに明らかにすることに努める。

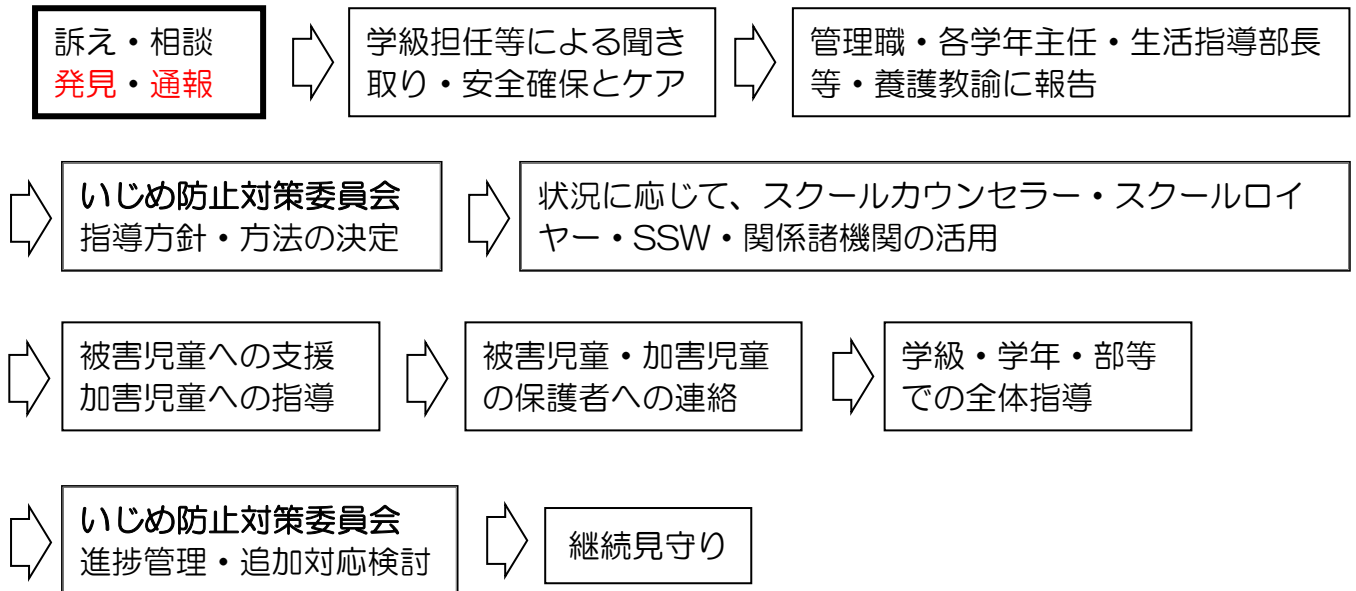
(3) 調査結果の提供および報告

- 学校および教育委員会は、明らかになった事実については、窓口となる担当者を通して発信する。特に、被害児童およびその保護者に対しては適切な情報提供を心がける。
- 調査結果については、被害児童およびその保護者の所見を添え、学校長を通じて教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

早期発見のために

- ・いじめ対策にかかる校内研修
- ・日々の観察、いじめアンケート（年3回）、教育相談・SC活用、家庭・地域連携



【参照】いじめ防止対策推進法より一部抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。